

【第三者からの情報取得手続申立添付書類等一覧表】(預貯金等)

熊本地方裁判所民事1部 R6.10.1郵券額改定反映版

- ★ 申立書には、申立人の連絡先の電話番号・FAX番号・担当者名を必ず記入してください。
- ★ 当事者目録には、それぞれの住所に対応する郵便番号を正確に記載してください。
- ★ 窓口での申立ての際には、窓口で補正、訂正ができるように本人(代理人)の印鑑を持参してください。

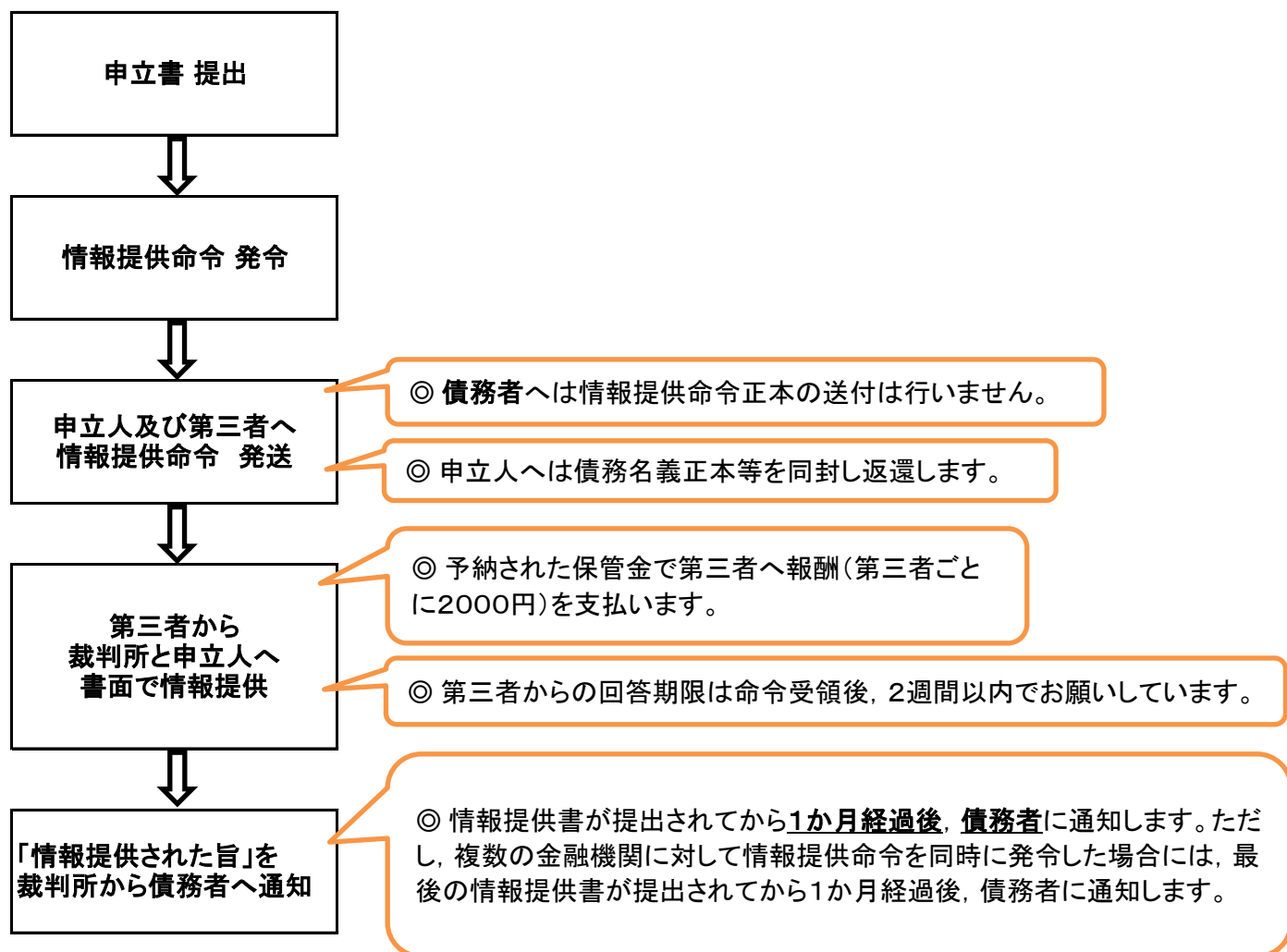
● 管轄	☐	債務者の普通裁判籍の所在地 (※不動産競売・債権執行事件と異なり各支部において取り扱います。)一般的には「 <u>個人の場合、債務者の住所</u> 」 「 <u>法人の場合、主たる営業所(債務者会社の本店所在地)</u> 」
● 申立書	☐	申立書・当事者目録・請求債権目録の順にA4版縦、横書、左綴じ ※各ページに捨印を押してください。
● 申立手数料	☐	債権者1名債務者1名ごとに1,000円の収入印紙 (収入印紙は郵便局で販売しています。なお、消印・割印したものは無効です)
● 予納金	☐	第三者1社ごとに2,000円の予納金→予納のための必要書類は郵送します。 (振込領収書の裁判所提出分と保管金提出書を会計課に提出してください。)

【申立添付書類】

● 執行力ある債務名義の正本 ※先取特権に基づく申立てについては、先取特権を有することを証する文書とその写しが必要です。	☐	債務名義とは、「判決」、「仮執行宣言付支払督促」、「和解調書」、「調停調書」、「家事審判決定」、「公正証書」等です。 ほとんどの場合、 執行文が必要 ですので、債務名義の正本を作成した裁判所で執行文の付与申請をし、債務名義に執行文が付与されたものを提出してください。
● 送達証明書	☐	債務名義(正本又は謄本)が債務者に送達されたことを証明する書類です。 債務名義の正本を作成した裁判所に送達証明申請をし、証明書を取得してください。なお、公正証書の場合は公証人役場での申請が必要です。
● 債務名義還付申請書	☐	あらかじめ申立時に提出してください。 (還付を求める文書の写しも提出してください。)
● 強制執行の不奏功を証明する書面 (①又は②のいずれか)	☐	①強制執行したが、完全な弁済を得られなかった場合 配当表写し、弁済金交付計算書写し、不動産競売開始決定写し、債権差押命令写し、配当期日呼出状写し等が必要です。 ②知っている財産に対する強制執行を実施しても、完全な弁済を得られない場合 不動産登記事項証明書、財産調査結果報告書等が必要です。
● 商業登記事項証明書 ①履歴事項証明書 ②現在事項証明書 ③代表者事項証明書	☐	当事者(申立人、債務者、第三者)が法人(株式会社、有限会社など)の場合に所在、商号、代表者の氏名を把握するために必要です。 左記の①～③のいずれかを 法務局 に申請して取得してください。
● 住民票、戸籍謄本	☐	<u>債務名義に記載された当事者の住所又は氏名が現在の住所又は氏名と異なる場合に、債務名義から現在までの住所又は氏名の繋がりが分かるものが必要です。</u> 当事者目録に現在の住所・氏名を記載し、次行に債務名義上の住所・氏名(判決等に記載してある住所又は氏名)を併記してください。
● 郵便切手	☐	情報提供命令正本等を郵送するための費用を予納します。 内訳 530 円 (申立人への告知用・債務名義還付用) 660 円 (第三者への告知用) × 第三者数 590 円 (第三者から裁判所への送付用) × 第三者数 110 円 (第三者から申立人への送付用) × 第三者数 110 円 (債務者への通知用) 110 円 (予納関係書類送付用) (例) 債務者1名、第三者1名で申立てする場合、計2,110円分の郵券を予納 債務者1名、第三者2名で申立てする場合、計3,470円分の郵券を予納
● 目録	☐	「当事者目録」「請求債権目録」は、情報提供命令正本等の作成に必要ですので、申立書に用いたものの写しを1部添付してください。 捨印や訂正印は不要です。

問い合わせ 〒860-8513 熊本市中央区京町1丁目13番11号
熊本地方裁判所 執行係 TEL 096-325-2140

■ 一般的な手続の流れ(預貯金債権等に係る第三者からの情報取得手続)



※預貯金口座と額の情報提供があっても、差し押さえているわけではありませんので、債権の回収を行うためには、別途債権差押えの手続をとる必要があります。